

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会

会 議 次 第

〔 日時：令和6年12月13日（金）14時00分から 〕
〔 場所：愛媛県水産会館 5階会議室 〕

1 開 会

2 議 題

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【非公開】

3 報告事項

東温市六価クロム土壌汚染に係る地下水モニタリング状況について

4 閉 会

配布資料一覧

【資料 1】 東温市六価クロム土壤汚染に係る地下水モニタリング状況について

【参考資料】 愛媛県土壤汚染調査・対策検討委員会設置要綱

報告事項

東温市六価クロム土壤汚染に係る地下水モニタリング
状況について

令和 6 年12月13日

愛媛県 環境・ゼロカーボン推進課

東温市六価クロム土壤汚染について（１）

1 経緯

時 期	内 容
H14.6	東温市牛湊の旧重信町下水道工事現場にて緑色土壤を確認
H14.6～10	周辺土壤及び地下水調査等を実施
H15.2.15	土壤汚染対策法施行
H15.2.17	県環境審議会が開催され本事案を審議
H15.3.5	県環境審議会から知事へ答申（下記２のとおり）
H15.5.6	指定区域の指定や土壤汚染に係る調査等に係る専門的見地からの調査・検討を行うため、 土壤汚染調査・対策検討委員会を設置

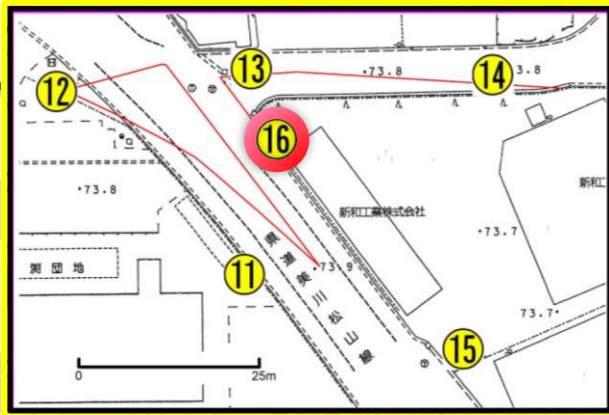
2 県環境審議会の答申概要

- (1) 土壤汚染対策法との関係について
 - 本事案に係る今後の対策の実施については、**土壤汚染対策法に準じて適切に実施していくことが必要**
- (2) 法に基づく地域指定及び汚染防止措置について
 - 当該土地は
 - ・アスファルト舗装等がされ汚染土壤の直接摂取のおそれがない
 - ・汚染地点下流500m内に地下水の常用的な飲用がない
 等から、法の規定では
 - ・当該土地を指定区域としては指定できない
 - ・措置内容は、地下水監視の実施となる
 - このため、**地下水モニタリングを継続し、併せて水位も測定することが適当である**（頻度は当面毎月１回）
- (3) 今後の措置について
 - 今後、地下水モニタリングで汚染が確認され、かつ下流域での常用的な地下水飲用が明確となり、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると知事が判断した場合は、① 土壤汚染調査の命令、② 区域の指定、③ 除去等の措置命令、を段階的に実施することとなる

東温市六価クロム土壌汚染について（2）

3 地下水モニタリングの状況

地 点	現在、⑪～⑬の計6地点
測定項目	六価クロム濃度、地下水位、流向 ⑫と⑬では酸化還元電位、電気伝導率を併せて測定
結 果	令和6年11月までの結果は別添のとおり
状 況	・⑬（汚染地点）では年によって変動があり、<u>依然として環境基準を満たさない状況が続いているが</u>、現段階で下流への汚染の広がりとは認められない ・<u>環境基準が強化※</u>された令和4年度以降は、⑪、⑫、⑬、⑭でも環境基準を満たさないことがある ※令和4年4月1日、環境基準が0.05mg/Lから0.02mg/Lに見直された



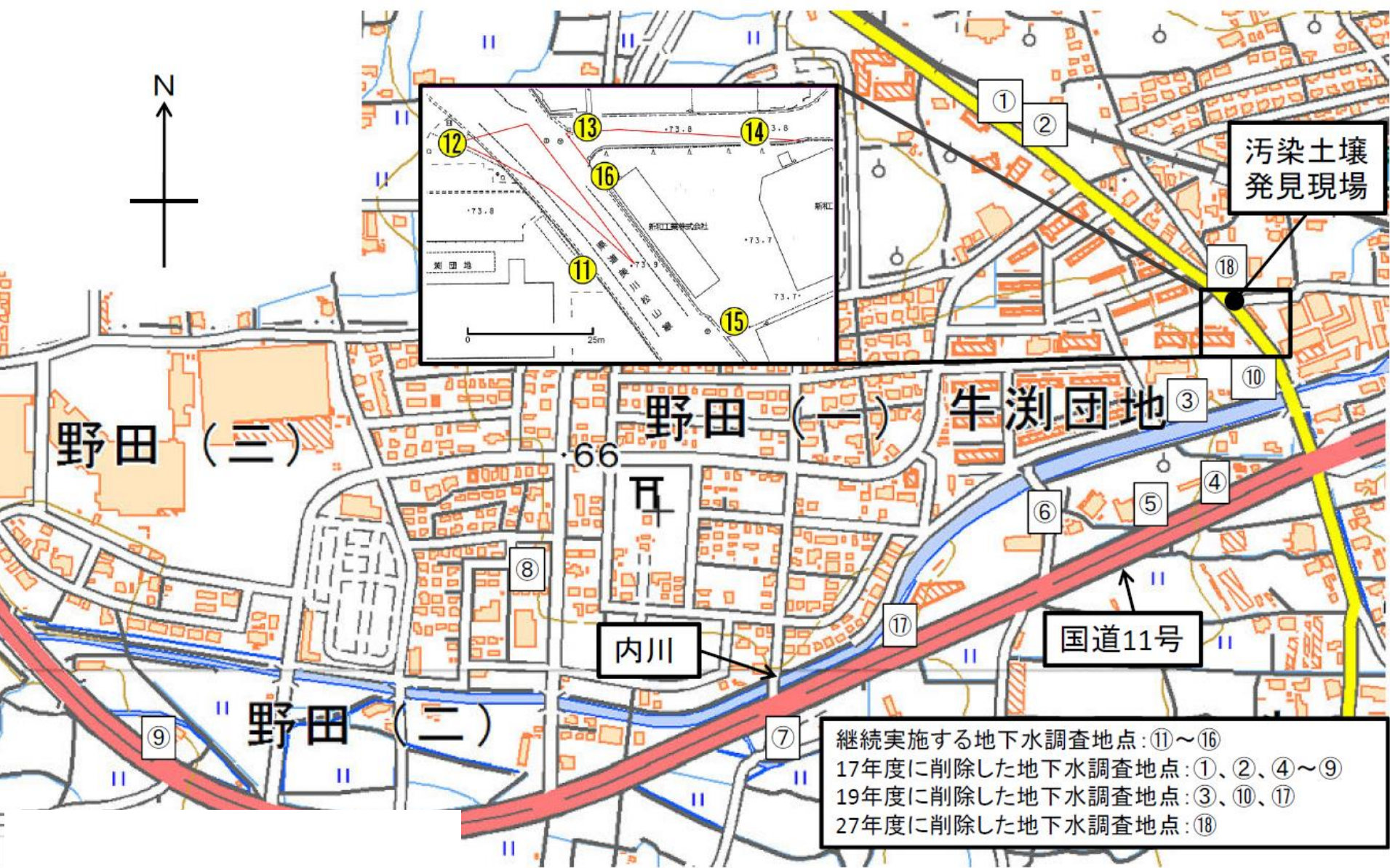
4 今後の対応

◆ ⑬の測定値は低下傾向にはなく、周辺への影響把握の観点から、**当面、現状のモニタリングを継続する**
〔環境基準を継続して満たしている⑮の測定を廃止することは困難と考えられる〕

《参考》 土壌汚染調査・対策検討委員会における審議等の状況

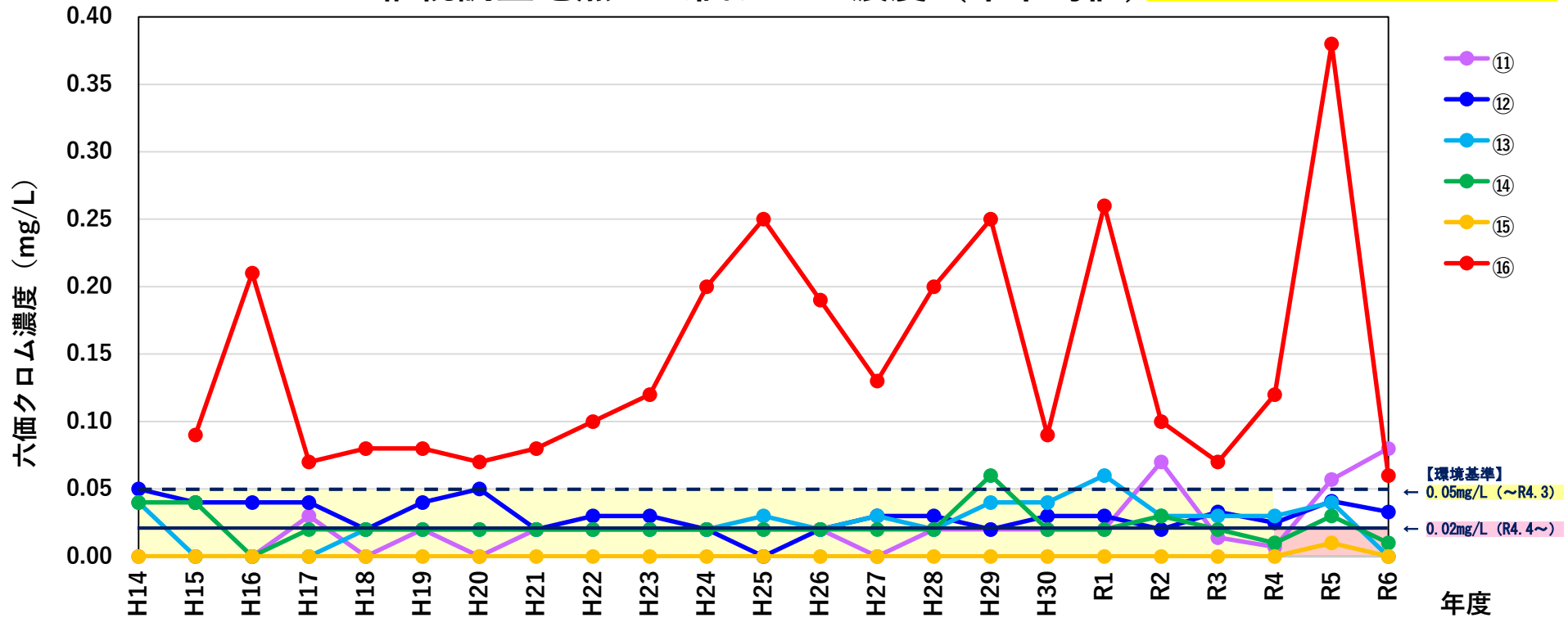
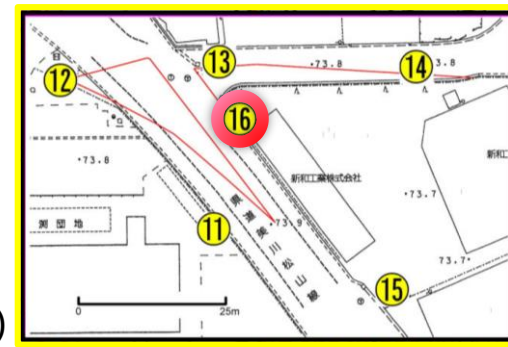
回数	時期	審議等の状況	方法	回数	時期	審議等の状況	方法
第1回	H15.6	【報告事項】調査結果	公開	第7回	H26.7	【報告事項】調査結果	公開
第2回	H16.4	【議題】調査結果	公開	第9回	H27.11	【報告事項】調査結果	公開
第3回	H17.5	【議題】調査結果・H17年度調査計画（案）	公開	第12回	R1.11	【報告事項】調査結果	公開
第4回	H19.3	【議題】調査結果・H19年度調査計画（案）	公開	第16回	R5.5	【報告事項】調査結果	書面
第5回	H20.10	【議題】調査結果・今後の調査計画（案）	公開	第17回	R6.12 ＜今回＞	【報告事項】調査結果	公開
第6回	H21.5	【議題】調査結果・今後の調査計画（案）	公開				

《周辺地下水モニタリング地点図》



地理院地図（国土地理院HP：<http://maps.gsi.go.jp>）をもとに作成

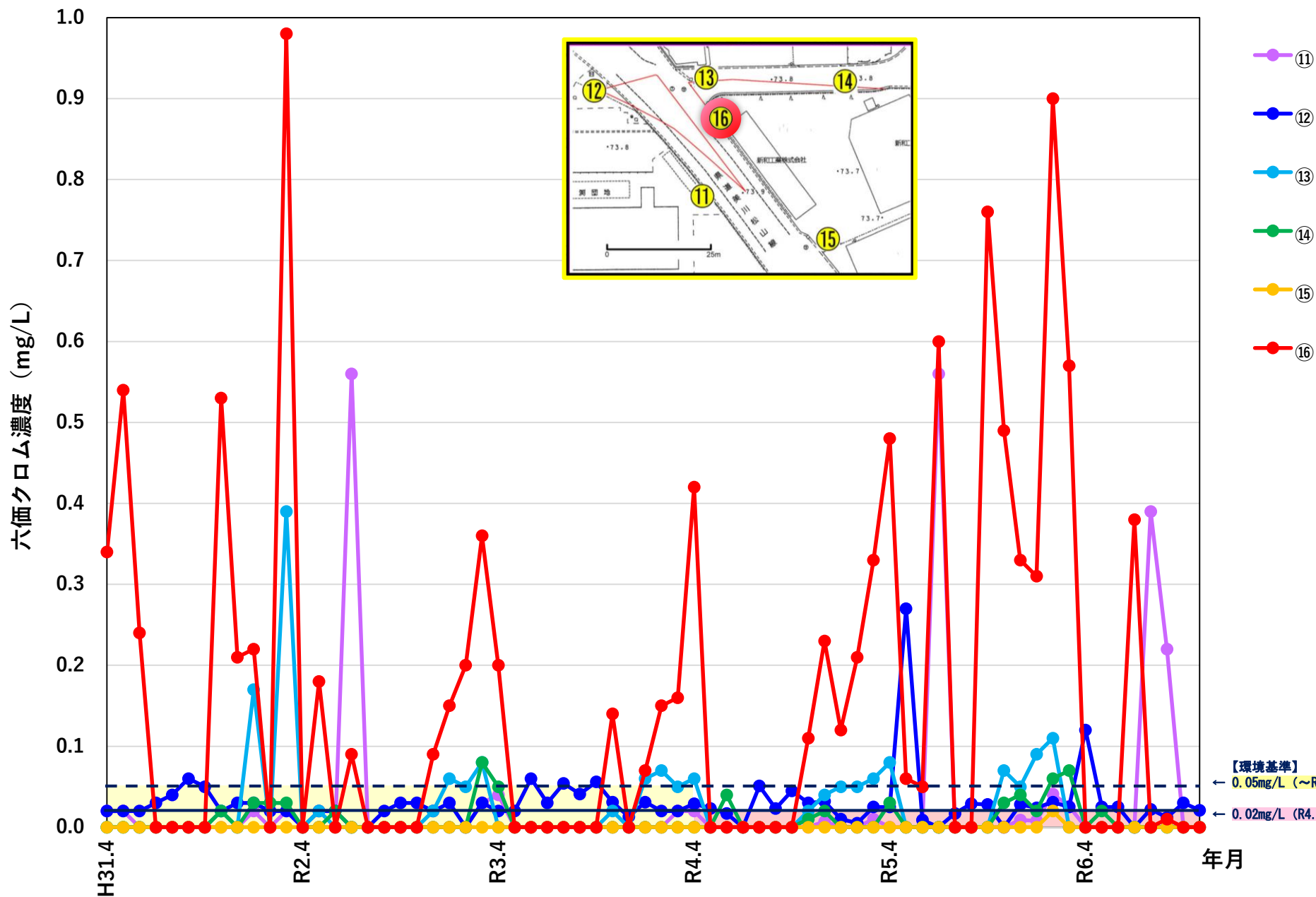
継続調査地点の六価クロム濃度（年平均値）



※定量下限値未満の値は「0」として表示

参考値（4～11月結果）

継続調査地点の六価クロム濃度（月別）



※定量下限値未満の値は「0」として表示

東温市牛渕における地下水等調査結果集計表(六価クロム)

環境基準値:年間平均値 0.05 mg/L 以下																													(単位:mg/L)								
調査地点	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度				平成19年度				平成20年度				平成21年度				平成22年度				備 考
	範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数						
①	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4		<0.02															一般井戸					
②	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4																	一般井戸					
③	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	12		<0.02	<0.02	12		<0.02	<0.02	2									一般井戸					
④	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4																	一般井戸					
⑤	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4																	一般井戸					
⑥	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4																	一般井戸					
⑦	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4																	一般井戸					
⑧	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4																	一般井戸					
⑨	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	4	<0.02																一般井戸					
⑩	<0.04	<0.04	9		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12		<0.02	<0.02	2										一般井戸					
⑪	<0.04	<0.04	4		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12	<0.02～0.08	0.03	12	<0.02	<0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	観測井戸(汚染範囲外)							
⑫	<0.04～0.05	0.05	4		<0.04～0.04	0.04	12		<0.04～0.06	0.04	12	<0.02～0.13	0.04	12	<0.02～0.04	0.02	12	<0.02～0.07	0.04	12	<0.02～0.16	0.05	12	<0.02～0.04	0.02	12	<0.02～0.05	0.03	12	観測井戸(汚染範囲外)							
⑬	<0.04～0.05	0.04	4		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	12	<0.02～0.05	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02～0.04	0.02	12	<0.02～0.05	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	観測井戸(汚染範囲外)						
⑭	<0.04～0.04	0.04	4		<0.04～0.07	0.04	12		<0.04	<0.04	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.04	0.02	12	観測井戸(汚染範囲外)							
⑮	<0.04	<0.04	4		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	観測井戸(汚染範囲外)						
⑯					<0.04～0.20	0.09	12		<0.04～1.7	0.21	12	<0.02～0.18	0.07	12	<0.02～0.23	0.08	12	<0.02～0.19	0.08	12	<0.02～0.19	0.07	12	<0.02～0.22	0.08	12	<0.02～0.35	0.10	12	観測井戸(汚染範囲内)							
⑰	<0.04	<0.04	8		<0.04	<0.04	12		<0.04	<0.04	12		<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	2											河川水					
⑱					<0.04	<0.04	10		<0.04	<0.04	6		<0.02	<0.02	4		<0.02	<0.02	5	<0.02～0.24	0.08	4	<0.02～0.14	0.04	5	<0.02～0.50	0.15	5	<0.02	<0.02	5	一般井戸					

環境基準値：年間平均値 0.05 mg/L 以下 (単位：mg/L)

調査 地点	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				備 考
	範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数		範 囲	平均値	回数						
①																																一般井戸					
②																																一般井戸					
③																																一般井戸					
④																																一般井戸					
⑤																																一般井戸					
⑥																																一般井戸					
⑦																																一般井戸					
⑧																																一般井戸					
⑨																																一般井戸					
⑩																																一般井戸					
⑪	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.05	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.05	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	観測井戸(汚染範囲外)						
⑫	<0.02～0.05	0.03	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.04	0.03	12	<0.02～0.06	0.03	12	<0.02～0.04	0.02	12	<0.02～0.05	0.03	12	0.02～0.06	0.03	12	0.02～0.06	0.03	12	観測井戸(汚染範囲外)						
⑬	<0.02～0.05	0.02	12	<0.02～0.05	0.02	12	<0.02～0.06	0.03	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.06	0.03	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.11	0.04	12	<0.02～0.11	0.04	12	<0.02～0.39	0.06	12	<0.02～0.39	0.06	12	観測井戸(汚染範囲外)						
⑭	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02～0.02	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.36	0.06	12	<0.02～0.05	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	<0.02～0.03	0.02	12	観測井戸(汚染範囲外)						
⑮	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	観測井戸(汚染範囲外)						
⑯	<0.02～0.40	0.12	12	<0.02～0.46	0.20	12	<0.02～0.70	0.25	12	<0.02～0.51	0.19	12	<0.02～0.31	0.13	12	<0.02～0.41	0.20	12	<0.02～0.98	0.25	12	<0.02～0.42	0.09	12	<0.02～0.98	0.26	12	<0.02～0.98	0.26	12	観測井戸(汚染範囲内)						
⑰																																河川水					
⑱	<0.02～0.02	0.02	5	<0.02～0.03	0.02	4	<0.02	<0.02	5	<0.02～0.15	0.05	5	<0.02～0.09	0.03	5																一般井戸						

環境基準値:年間平均値 0.05mg/L以下 ← → 0.02mg/L以下(令和4年度から)																(単位:mg/L)	
調査地点	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			備 考	
	範 囲	平均値	回数	範 囲	平均値	回数	範 囲	平均値	回数	範 囲	平均値	回数	範 囲	平均値	回数		
①																一般井戸	
②																一般井戸	
③																一般井戸	
④																一般井戸	
⑤																一般井戸	
⑥																一般井戸	
⑦																一般井戸	
⑧																一般井戸	
⑨																一般井戸	
⑩																一般井戸	
⑪	<0.02～0.56	0.07	12	<0.005～0.04	0.014	12	<0.005～0.020	0.007	12	<0.005～0.56	0.057	12	<0.005～0.039	0.080	8	観測井戸(汚染範囲外)	
⑫	<0.02～0.03	0.02	12	0.013～0.06	0.033	12	<0.005～0.051	0.025	12	<0.005～0.27	0.041	12	<0.005～0.12	0.033	8	観測井戸(汚染範囲外)	
⑬	<0.02～0.08	0.03	12	<0.02～0.07	0.03	12	<0.01～0.06	0.03	12	<0.01～0.11	0.04	12	<0.01	<0.01	8	観測井戸(汚染範囲外)	
⑭	<0.02～0.08	0.03	12	<0.02～0.05	0.02	12	<0.01～0.04	0.01	12	<0.01～0.07	0.03	12	<0.01～0.02	0.01	8	観測井戸(汚染範囲外)	
⑮	<0.02	<0.02	12	<0.02	<0.02	12	<0.01	<0.01	12	<0.01～0.02	0.01	12	<0.01	<0.01	8	観測井戸(汚染範囲外)	
⑯	<0.02～0.36	0.10	12	<0.02～0.20	0.07	12	<0.01～0.42	0.12	12	<0.01～0.90	0.38	12	<0.01～0.38	0.06	8	観測井戸(汚染範囲内)	
⑰																河川水	
⑱																一般井戸	

注1) 調査地点①②④～⑨は平成17年8月から、調査地点③⑩⑰は平成19年6月から調査地点から、調査地点⑱は平成27年12月から削除した。

注2) 平成17年7月より定量下限値が0.02となり、同年度の平均値算出に当たり、<0.04、<0.02は、全て0.02として計算した。

注3) 令和4年4月から環境基準が0.02mg/Lに見直され、分析機関が異なることから定量下限値について調査地点⑪、⑫は0.005、それ以外の地点は0.01となった。

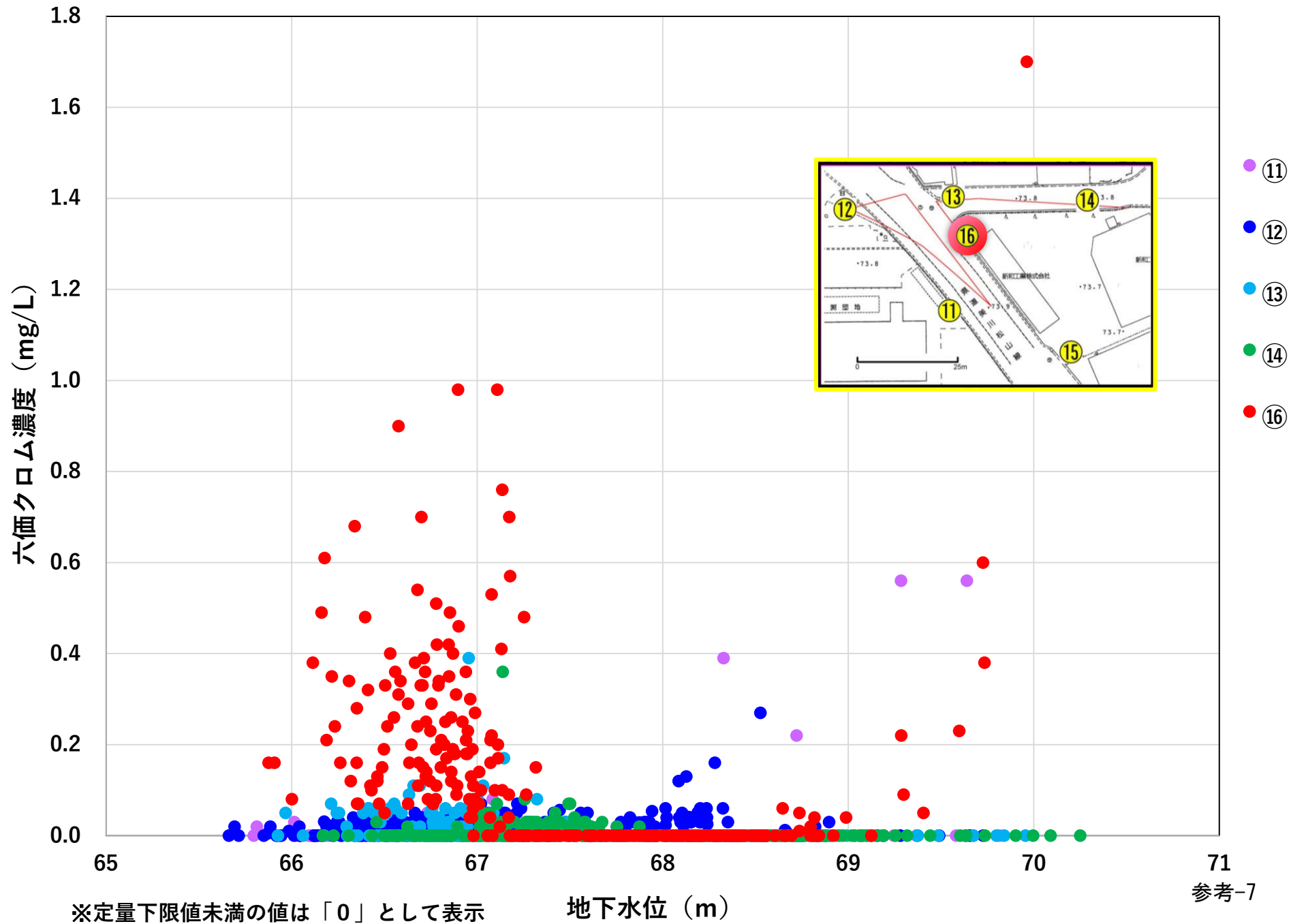
東温市牛渕地下水調査結果(直近の結果一覧)

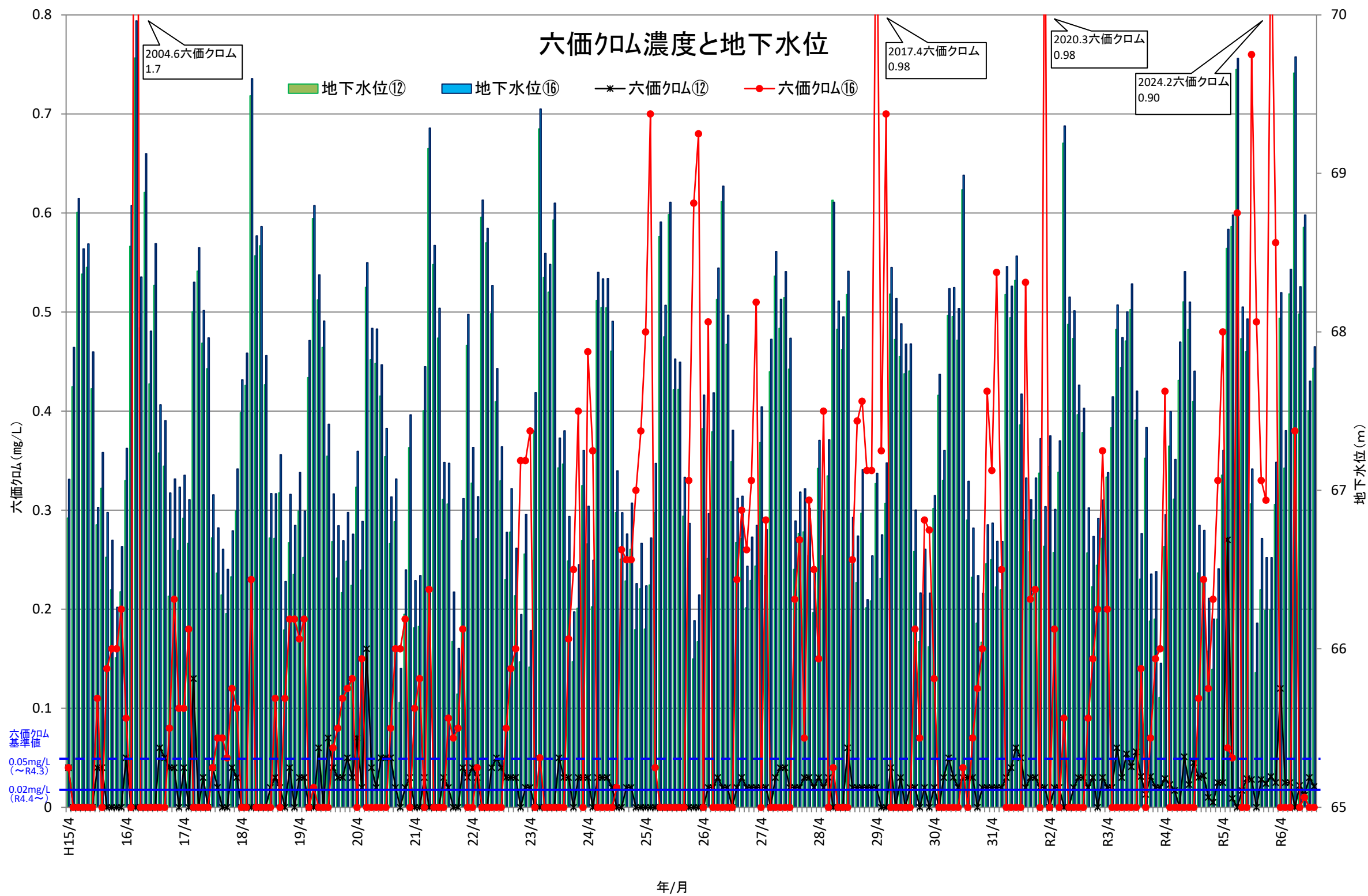
地点番号 年月日	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
H31. 4	0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.34
R1. 5	0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.54
R1. 6	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.24
R1. 7	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R1. 8	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R1. 9	<0.02	0.06	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R1. 10	<0.02	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R1. 11	<0.02	0.02	0.02	0.02	<0.02	0.53
R1. 12	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	0.21
R2. 1	0.02	0.03	0.17	0.03	<0.02	0.22
R2. 2	<0.02	0.02	<0.02	0.03	<0.02	<0.02
R2. 3	0.02	0.02	0.39	0.03	<0.02	0.98
R2. 4	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R2. 5	<0.02	0.02	0.02	<0.02	<0.02	0.18
R2. 6	<0.02	0.02	<0.02	0.02	<0.02	<0.02
R2. 7	0.56	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.09
R2. 8	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R2. 9	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R2. 10	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R2. 11	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R2. 12	<0.02	0.02	0.02	<0.02	<0.02	0.09
R3. 1	<0.02	0.03	0.06	<0.02	<0.02	0.15
R3. 2	<0.02	<0.02	0.05	<0.02	<0.02	0.20
R3. 3	0.03	0.03	0.08	0.08	<0.02	0.36
R3. 4	0.04	0.02	<0.02	0.05	<0.02	0.20
R3. 5	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R3. 6	<0.02	0.06	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R3. 7	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R3. 8	<0.005	0.054	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R3. 9	<0.005	0.041	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R3. 10	<0.005	0.056	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R3. 11	<0.005	0.031	0.02	<0.02	<0.02	0.14
R3. 12	<0.005	0.013	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
R4. 1	<0.005	0.031	0.06	<0.02	<0.02	0.07
R4. 2	<0.02	0.02	0.07	<0.02	<0.02	0.15
R4. 3	0.02	0.02	0.05	<0.02	<0.02	0.16

地点番号 年月日	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
R4. 4	0.020	0.029	0.06	<0.01	<0.01	0.42
R4. 5	<0.005	0.023	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R4. 6	<0.005	0.017	<0.01	0.04	<0.01	<0.01
R4. 7	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R4. 8	<0.005	0.051	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R4. 9	<0.005	0.023	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R4. 10	<0.005	0.045	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R4. 11	<0.005	0.030	0.02	0.01	<0.01	0.11
R4. 12	0.007	0.032	0.04	0.02	<0.01	0.23
R5. 1	<0.005	0.010	0.05	<0.01	<0.01	0.12
R5. 2	<0.005	0.005	0.05	<0.01	<0.01	0.21
R5. 3	0.010	0.025	0.06	<0.01	<0.01	0.33
R5. 4	<0.005	0.025	0.08	0.03	<0.01	0.48
R5. 5	<0.005	0.27	<0.01	<0.01	<0.01	0.06
R5. 6	<0.005	0.009	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
R5. 7	0.56	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	0.60
R5. 8	<0.005	0.017	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R5. 9	<0.005	0.029	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R5. 10	<0.005	0.028	<0.01	<0.01	<0.01	0.76
R5. 11	<0.005	<0.005	0.07	0.03	<0.01	0.49
R5. 12	0.009	0.028	0.05	0.04	<0.01	0.33
R6. 1	0.008	0.024	0.09	0.02	<0.01	0.31
R6. 2	0.041	0.031	0.11	0.06	0.02	0.90
R6. 3	0.026	0.025	<0.01	0.07	<0.01	0.57
R6. 4	<0.005	0.12	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R6. 5	<0.005	0.025	<0.01	0.02	<0.01	<0.01
R6. 6	<0.005	0.025	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R6. 7	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	0.38
R6. 8	0.39	0.022	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R6. 9	0.22	0.012	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
R6. 10	<0.005	0.030	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
R6. 11	<0.005	0.021	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

注) 地下水環境基準が見直され、2022.4.1から新基準が適用された。(0.05mg/L→0.02mg/L)
また、基準改正に併せて、定量下限値を見直した。(県 0.005mg/L、委託 0.01mg/L)

六価クロム濃度と地下水位（水位標高）





愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づく区域の指定等に関して、専門的知識を有する者等の意見を聴くため、土壌汚染調査・対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、知事に必要な意見を述べる。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査
- (2) 法第6条第1項又は第4項及び第11条第1項又は第2項の規定に基づく区域の指定又は解除
- (3) 法第7条第1項の規定に基づく汚染の除去等の措置
- (4) その他土壌汚染に係る調査、対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、土壌汚染に関する調査及び対策等について専門的知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、委員会の任務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

【委員名簿】

※令和6年4月1日現在

氏 名	現 職	分 野
高橋 治郎	愛媛大学名誉教授	地質学
河野 公栄	元愛媛大学農学部・大学院連合農学研究科教授	環境計測学
小島 秀子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 早稲田大学ナノ・ライフ創新研究機構招聘研究員	有機化学
鳥居 順子	愛媛県立医療技術大学教授	公衆衛生学
矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授	地盤工学
佐藤 久子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 愛媛県環境創造センター所長	機能物質化学

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会の会議の公開について

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会

〔平成15年6月13日 制定〕
〔平成26年7月15日 改正〕

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会の会議については、平成15年6月14日以降、土壌汚染対策法第5条第1項の規定に基づく土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び同法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定に基づく区域の指定に係る会議（地方自治体に係る案件を除く）以外は公開することとし、「愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会の傍聴者の定員及び傍聴手続要領」及び「愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会傍聴要領」を別紙のとおり定める。

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会の傍聴者の定員
及び傍聴手続要領

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会

〔平成15年6月13日制定〕
〔令和5年4月1日改正〕

1 傍聴者の定員

10人とする。ただし、会場の状況等により会長が別途定めることができる。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴希望者は、会議開催の2日前（閉庁日は除く）の午後5時までに、電話、FAX又は電子メールにより傍聴を希望する会議の名称並びに傍聴希望者の氏名、住所及び連絡先の電話、FAXの番号又はメールアドレスを環境・ゼロカーボン推進課へ申し出る。
- (2) 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- (3) 傍聴許可者へは、会議開催前日までに電話、FAX又は電子メールにより環境・ゼロカーボン推進課から連絡する。

3 その他の詳細については、会長が決定する。

附則

この要領は、平成15年6月14日以降に開催される愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に開催される愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会から適用する。

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会傍聴要領

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会

〔平成15年6月13日制定〕

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴の許可を受けた方は、12月13日（金曜日）午後2時（会議の開催予定時刻）までに、会場（愛媛県水産会館5階会議室）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は、12月13日（金曜日）午後1時30分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

付則

この要領は、平成15年6月14日以降に開催される愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会から適用する。